

へきしん入金専用カード規定

1. (カードの利用)

- (1) 普通預金（総合口座取引の普通預金のほか決済用預金（無利息型普通預金）を含みます。以下同じです。）について発行したへきしん入金専用カード（以下「カード」といいます。）は、次の場合に利用することができます。
 - ① 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。なお、個人以外の場合は預入提携先のうち信用金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行に限ります。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金に預入れをする場合。
 - ② その他当金庫所定の取引をする場合
- (2) カード契約者は、従業員、使用人等に使用者番号を付したカードを貸与し、使用させることができます。
- (3) カード表面には、カード契約者名および使用者番号の表示をします。

2. (預金機による普通預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して普通預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (預金機利用手数料等)

- (1) 預金機を使用して普通預金に預入れをする場合には、当金庫または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 預金機利用手数料は、普通預金の預入れ時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れをした普通預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先の預金機利用手数料は、当金庫から預入提携先に支払います。

4. (カード発行手数料)

- (1) カードを発行（再発行含む）する場合は、別にお知らせした手数料をいただきます。
- (2) カード発行手数料は諸般の事情により変更することがあります。

5. (預金機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより普通預金に預入れをすることができます。
- (2) 前記第1項による預入れをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名（法人の場合は法人名・代表者名）、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続

きに従ってください。

6. (カードによる預入れ金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額および預金機利用手数料金額等の通帳記入は、通帳が当金庫本支店の預金機で使用された場合または当金庫本支店の窓口へ提出されたときに行います。

7. (カードの紛失・盗難、届出事項の変更等)

紛失・盗難によりカードをなくされた場合または氏名（法人の場合は法人名・代表者名）、住所、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人（法人の場合は代表者）から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。

8. (カードの再発行等)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。

(2) カードを再発行する場合には、別にお知らせした再発行手数料をいただきます。

9. (預金機への誤入力等)

(1) 預金機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機を使用した場合の預入提携先の責任についても同様とします。

(2) カードによる窓口での普通預金の預入れをする際に、当金庫所定の入金票への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

10. (解約、カードの利用停止等)

(1) 普通預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当金庫に返却してください。また、当金庫普通預金規定により、普通預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。

(2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当金庫に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第11条に定める規定に違反した場合

② カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

③ カード契約者がカード発行手数料を支払わない場合

11. (譲渡・質入れの禁止)

カードは譲渡・質入れすることはできません。

12. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定および総合口座規定により取扱います。

13. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上